

平成 29 年 5 月 12 日

各位

会社名 パウダーテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 祐二  
(JASDAQ・コード 5695)  
問合せ先 専務取締役 徳重 秀人  
電話 04-7145-5751

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 51 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合および単元株式数の変更等に関する定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場している企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価額について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮し、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に準じて、現行の 3,600 万株から 720 万株に変更することといたします。

##### (2) 併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上同年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	14,850,000 株
併合により減少する株式数	11,880,000 株
併合後の発行済株式総数	2,970,000 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

### ④併合による影響等

本株式併合により発行済株式総数は 5 分の 1 に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### ⑤1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、又は自己株式として当社が買取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

## （3）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりであります。

	株主数	（割合）	所有株式数	（割合）
総株主	887名	（100.0%）	14,850,000 株	（100.0%）
5 株未満（1～4 株）	71名	（ 8.0%）	87 株	（ 0.0%）
5 株以上	816名	（ 92.0%）	14,849,913 株	（100.0%）

（注）本株式併合を行った場合、所有株式数 5 株未満の株主様 71 名（所有株式数の合計 87 株）は、株主としての地位を失うこととなります。

## （4）併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### （1）変更の理由

①電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上のため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第 5 条）

②上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴う変更を行うものであります。本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします（変更案第 6 条、第 8 条、附則）

### （2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（現行定款のうち変更のない条文の記載は省略してあります。）

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,600万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>720万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
[新設]	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前のとおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(発行可能株式総数)</u> <u>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,600万株とする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u> <u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第6条および第8条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

### (3) 定款の一部変更の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 4. 日程

平成29年5月12日	取締役会
平成29年6月29日(予定)	第51回定時株主総会
平成29年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、平成29年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

## 【ご参考】

### 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

#### Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買単位となる株式数を変更することです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とすることです。今回、当社は5株を1株に併合いたします。

#### Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場している企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社株式の売買単位あたりの価額について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を考慮し、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

#### Q3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えるのでしょうか？

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合において株主様が所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

#### Q4. 株主は何か手続きをしなければいけないのでしょうか？

特段のお手続きの必要はございません。

#### Q5. 株主の所有株式数と議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数（以下、「端数株式」といいます。）がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,022株	1個	204株	2個	0.4株
例③	756株	0個	151株	1個	0.2株
例④	40株	0個	8株	0個	なし
例⑤	2株	0個	0個	0個	0.4株

- ・株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例②、③、⑤のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却処分、又は自己株式として当社が買取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対して、端数株式の割合に応じて

分配いたします。この分配金額（端数株式相当分の処分代金）のご案内は、平成 29 年 12 月上旬頃にお送りすることを予定しております。

- ・ 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。
- ・ 例⑤においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

Q6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記 Q5 の例②、③、④、⑤のような場合）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的な手続きは、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 所有株式が減少することで、受け取ることのできる配当金はどうなるのでしょうか？

所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる予定の配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては Q5 記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q8. 今後のスケジュールはどのようになっていますか？

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 第 51 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 26 日 単元株式数（1,000 株）での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 単元株式数（100 株）での売買開始

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 29 年 12 月上旬 端数株式処分代金のお支払い

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上